
環境省における災害廃棄物対策の 取組について

令和7年9月

環境省 環境再生・資源循環局
環境再生担当参事官付 災害廃棄物対策室

塚崎 和佳子



目次

1. 災害廃棄物対策の基本
2. 環境省が進める災害廃棄物対策
3. 令和6年能登半島地震への対応
4. 今後に向けた取組

災害廃棄物処理の基本

災害廃棄物とは

- 災害廃棄物とは、自然災害に起因して発生する**一般廃棄物**。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に則り、**一般廃棄物の処理責任を有する市町村**が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。
⇒平時より、**一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体と連携し、災害廃棄物処理計画を策定**するなどの措置を講じる必要がある。
- ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

< 関連規定の抜粋（廃棄物処理法） >

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに**生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的**とする。

第二条の三 **非常災害により生じた廃棄物**は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、**生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止**しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、**当該廃棄物の発生量が著しく多量**であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、**分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮**がなされなければならない。

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、**災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理**を行うために要する費用の一部を**補助することができる**。

これまでの大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間 (特定非常災害に指定された災害の一覧)

災害名	災害の種類別	発生年月	建物被害										災害廃棄物量 [万トン]	処理期間
			損壊家屋数 [棟]							非住家		計		
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	焼損	小計	公共建物	その他			
東日本大震災 ^(※1)	地震・津波	H23年 3月	122,005	283,156	749,732	1,489	9,786		1,166,168	14,527 ^(※9)	93,869 ^(※9)	1,274,564	3,100 (津波堆積物 1,100を含む)	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災 ^(※2)	地震	H7年 1月	104,906	144,274	390,506			7,574	647,260	1,579	40,917	689,756	1,500	約3年
令和6年能登半島地震 ^(※3)	地震 水害	R6年 1月,9月	6,520	23,600	134,520	6	19		164,665	473	38,393	203,531	422 ^(※11)	約2年
平成28年熊本地震 ^(※4) (熊本県)	地震	H28年 4月	8,657	34,491	155,095				198,243	467	12,918	211,628	311	約2年
平成30年7月豪雨 ^(※5) (西日本豪雨) (岡山県,広島県,愛媛県)	水害	H30年 7月	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737	火災 (15件)	38,835	623 ^(※10)	4,590 ^(※10)	44,048	190 ^(※12)	約2年
令和元年台風19号 ^(※6) (東日本台風)	水害	R1年 9~10月	3,650	33,951	107,717	8,256	23,010		176,584	187	13,784	190,555	109 ^(※13)	約2.5年
新潟県中越地震 ^(※7)	地震	H16年 10月	3,175	13,810	105,682				122,667			122,667	60	約3年
令和2年7月豪雨 ^(※8)	水害	R2年 7月	1,627	4,535	2,116	1,741	6,266		16,285			16,285	42 ^(※14)	約2.5年

(※1) 消防庁災害情報の合計 (令和3年3月9日時点)

(※2) 消防庁災害情報の合計 (平成18年5月19日時点)

(※3) 消防庁災害情報の合計 (令和7年5月13日時点)

(※4) 内閣府防災被害報告の合計 (平成31年4月12日時点)

(※5) 主要被災3県の公表値の合計 (平成31年1月9日時点)

(※6) 内閣府防災被害報告の合計 (令和2年4月10日時点)

(※7) 内閣府防災被害報告の合計 (平成21年10月27日時点)

(※8) 消防庁災害情報の合計 (令和3年11月26日時点)

(※9) 消防庁災害情報の合計 (令和6年3月8日時点)

(※10) 消防庁災害情報の合計 (令和元年8月20日時点)

(※11) 主要被災3県(石川県・富山県・新潟県)の推計値合計

石川県: 公費解体加速化プラン (令和7年1月31日改定)

富山県: 富山県災害廃棄物処理実行計画 (令和6年5月24日策定)

新潟県: 新潟県からの情報提供に基づき (令和6年12月末時点)

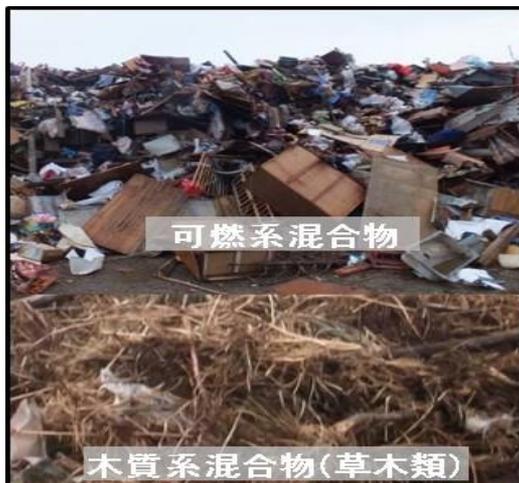
(※12) 主要被災3県の合計 (令和3年3月時点)

(※13) 被災自治体からの報告の合計 (令和4年3月末時点)

(※14) 被災自治体からの報告の合計 (令和5年2月末時点)
土砂混じりかたきを含む

災害廃棄物の種類

- 災害時には、様々な種類の廃棄物が、一度に大量に発生。



災害廃棄物処理の流れ



<被災地域>

- 被災した家屋から出て来た片付けごみ等の撤去
- 収集、運搬
- 廃棄物の一時集積など

<仮置場>

- 一次仮置場
- 粗選別、分別
- 保管
- 処理困難物の対応 (比較的規模の大きい災害)
- 二次仮置場
- 移動式及び仮設処理施設による中間処理など

<処理・処分先>

- 既存の中間処理施設 (産廃施設も含む)
- 最終処分
- 再資源化 (復興資材への利用)

災害廃棄物処理の必要性

- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保**のために非常に重要であり、**被災地域の早期の復旧・復興**のために必要。

＜初動対応が遅れ、早期の復旧・復興に支障が生じた過去の事例＞

【事例 1】

初動対応の遅れにより、身近な空地や道路脇等に災害廃棄物が集積された事例。

⇒このような集積場所が多数できると生活環境の悪化や、収集や解消に多大な労力を要する。



【事例 2】

仮置場に災害廃棄物が分別されずに混合状態で搬入された事例。

⇒災害廃棄物の搬出が困難になることや生活環境の悪化、処理・処分費用の増大、処理期間の長期化等が問題になる。



事前準備（災害廃棄物処理計画）に基づいた
迅速かつ適切な初動対応が重要！

災害時の一般廃棄物処理に係る初動対応

- 災害時には、平時からの処理（生活ごみ等）と災害時に特有な処理（避難所ごみ等）を、並行して実施することとなる。



災害廃棄物処理の三原則

- 災害廃棄物の処理は、被災した**市民の衛生環境や安全**を第一とし、**スピード**感を持って処理にあたることも重要であるとともに、処理負担が自治体の財政を圧迫する可能性もあるため、**費用**にも配慮する必要がある。
- また、最終処分場の延命化のため、リサイクル率を高める努力が必要であり、**分別・リサイクルを推進**することは、安全・スピード・費用負担の改善に繋がる。

安全

- **被災した市民の衛生環境や安全を第一**に。
- **アスベスト**を含む廃棄物や**危険物・有害廃棄物等**（スプレー缶、薬品、灯油等）は、安全に十分配慮しながら丁寧な処理が必要。

災害廃棄物 処理の三原則

スピード

- **周辺の環境や住民の健康に著しい悪影響**を及ぼしている場合（例：腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等）は、スピード重視で処理を行う必要がある。

費用

- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害が起きる前に対策を進めておくことは、被災地域の**経済的負担を軽減**することに繋がる。
- これら多額の予算を執行するためには、**膨大な量の事務作業が発生**するので、早めに必要な人員を確保することも重要。

環境省が進める災害廃棄物対策

政府全体での検討状況

これらの災害は、東日本大震災（災害廃棄物発生量：3,100万トン）を大きく上回る大量の災害廃棄物が発生する可能性があり、平時の備えとしてこれらの規模を想定した災害廃棄物対策を行う必要がある

南海トラフ

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
(R3.5 改正)

南海トラフ地震防災対策推進基本計画
(中央防災会議 R3.5 改)

被害想定
(南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ R7.3)

◇災害廃棄物発生量推計
(火災による消失被害、津波堆積物含む)

最大 4 億 2 千万トン

出典:「南海トラフ巨大地震対策について(報告書)(令和7年3月時点)」R7.3南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和7年度60%
(全国の全市区町村)

首都直下

首都直下地震対策特別措置法
(H30 改正)

首都直下地震緊急対策推進基本計画
(中央防災会議 H27.3)

首都直下地震の被害想定と対策について(内閣府防災 H25.12)

◇災害廃棄物発生量推計
(火災による消失被害含む)

最大 1 億 1 千万トン

出典:「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ」H26.3 環境省

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
100%に近づける
(1都3県の全市町村)

日本海溝・千島海溝

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (R4.6 改正)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画
(中央防災会議 R4. 改定予定)

被害想定
(内閣府防災 R3.12)

◇災害廃棄物発生量推計
(火災による消失被害、津波堆積物含む)

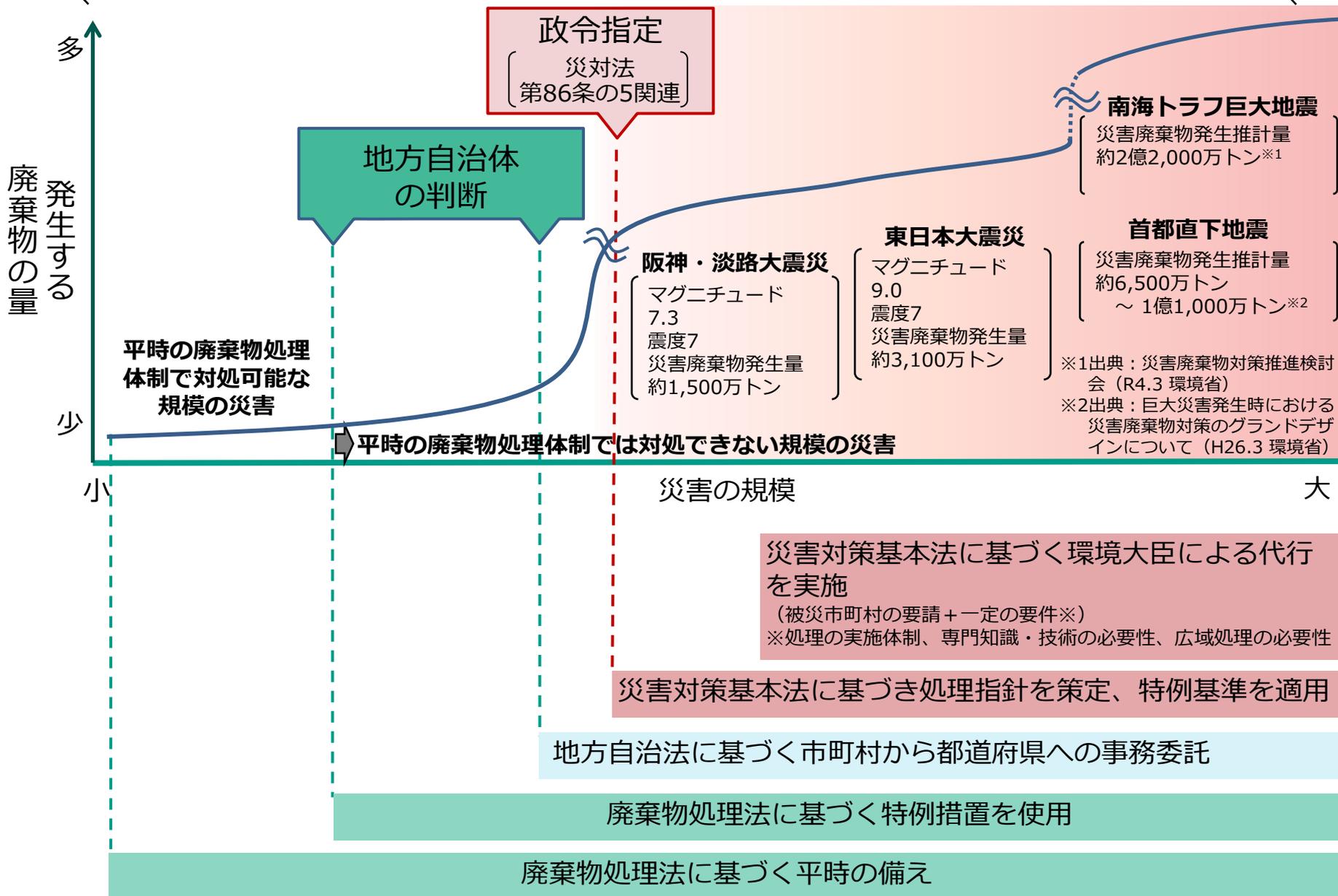
日本海溝モデル最大 7,400万トン

千島海溝モデル最大 4,000万トン

出典:令和6年度災害廃棄物対策推進検討会

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和7年度70%に近づける
(推進地域の市町村)

災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



災害廃棄物対策の推進について

国（環境省）での施策方針

- ◆ まずは地方公共団体レベルで災害廃棄物の処理を行える体制作りをサポート
 - ◆ 同時に、市区町村で処理が難しい場合等に備え、広域レベルでの連携支援体制を構築
- ※災害廃棄物は市区町村が主体となって処理

地方公共団体 レベルの取組

- 災害廃棄物処理計画、事業継続計画等の策定
- 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む）
- 都道府県や近隣自治体との連携強化、災害協定の締結
- 人材育成・確保、研修・セミナーへの参加

など

地域ブロック レベルの取組

- 地域ブロック協議会の運営、他省庁等との連携強化
- 大規模災害に備えた行動計画の策定
- 災害廃棄物対策の取組事例・処理ノウハウの共有
- セミナーや人材交流等の人材育成
- 合同防災訓練の実施

など

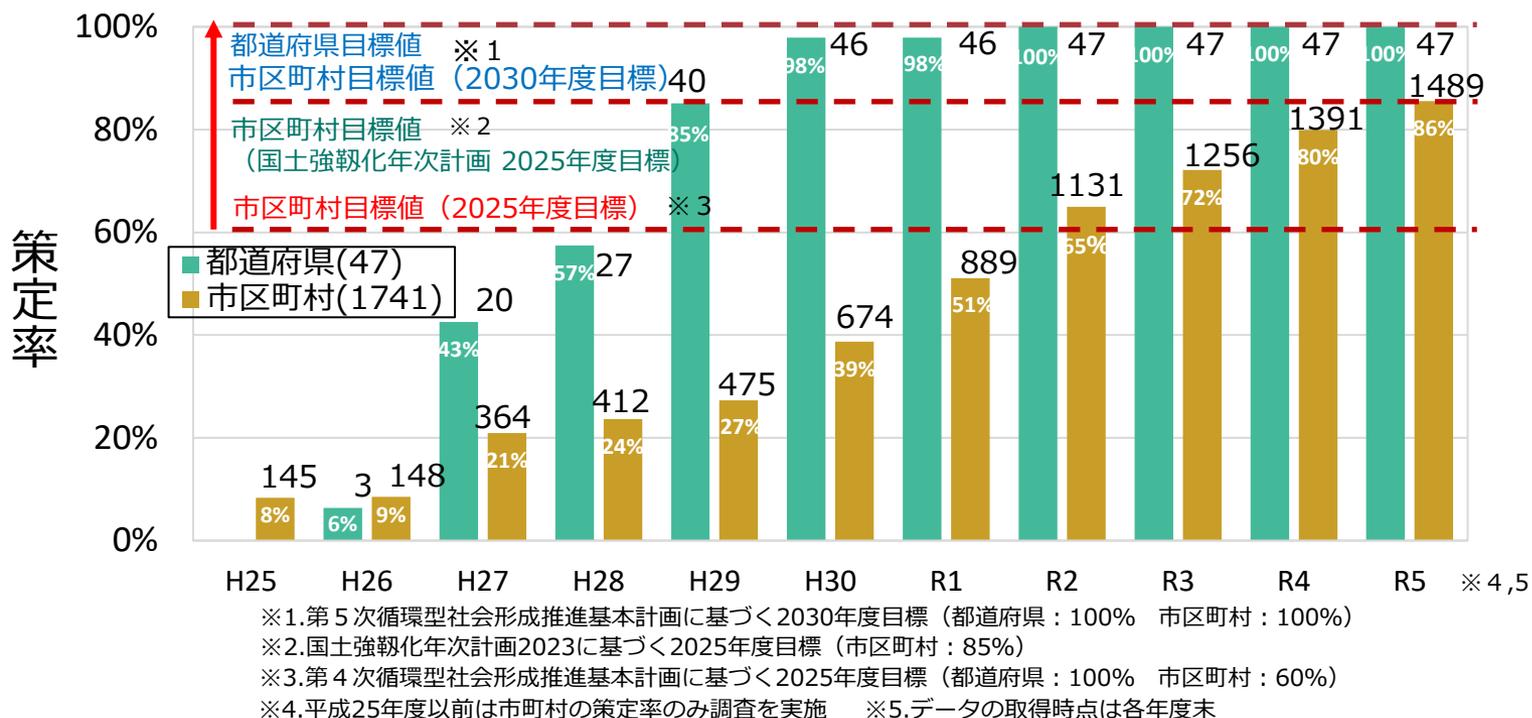
全国レベルの 取組

- 災害廃棄物処理のノウハウの蓄積・検証
- 国内の災害廃棄物取組状況の調査
- 全国規模の地域ブロック間の広域連携の推進
- 災害廃棄物処理に関する技術開発
- 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備
- 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）の整備

など

災害廃棄物処理計画の策定状況

- 市区町村の処理計画策定率は年々上昇している。
- 市区町村の策定率が当初目標の60%を超えたことから、国土強靱化年次計画にて令和7年度85%と目標を見直した。また、第5次循環型社会形成推進基本計画にて令和12年度100%の目標を設定。新目標の達成に向けて自治体への支援を促進している。



今後の 施策課題

- ・ 未策定自治体における計画策定促進
- ・ 策定済み自治体における必要に応じた実効性のある計画への改訂促進

地域ブロック協議会の設立

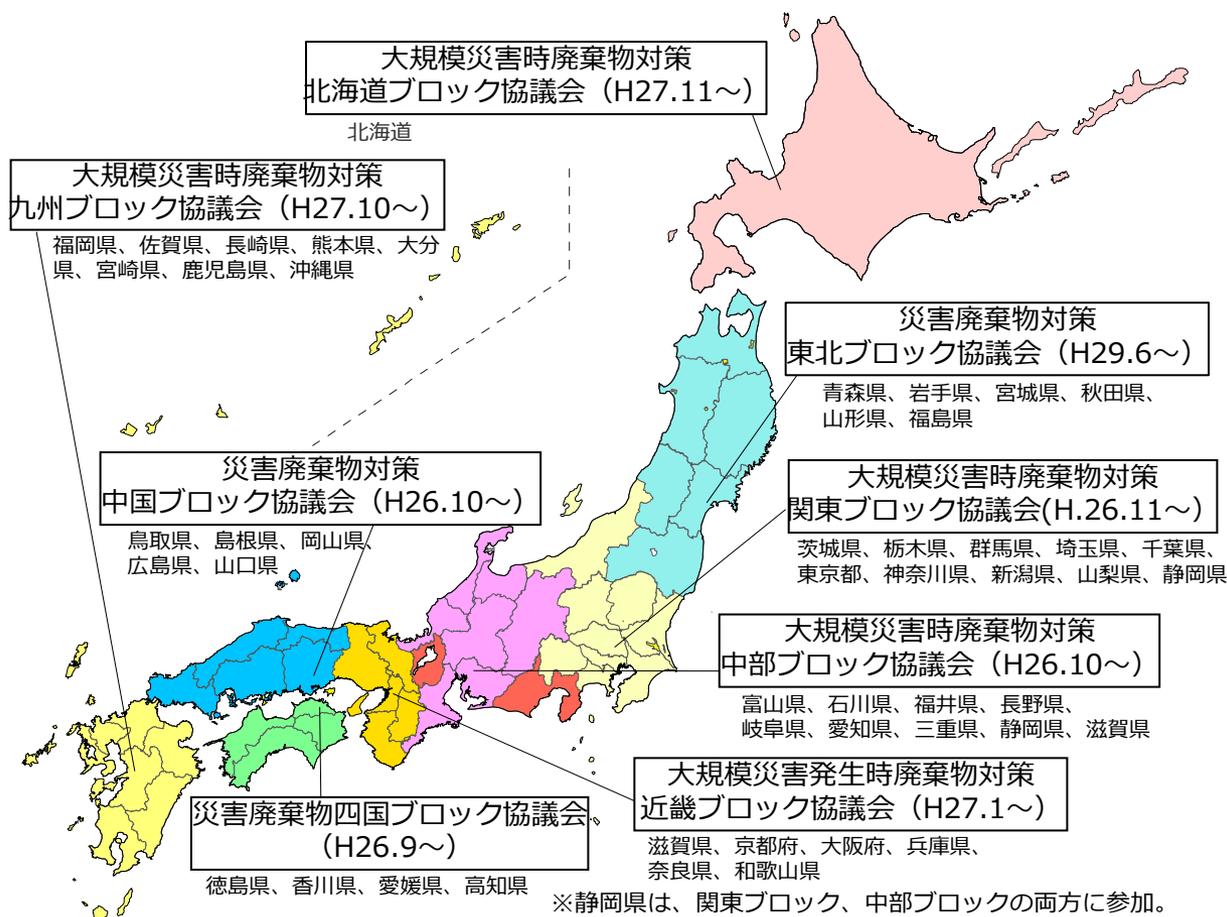
- 地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、関係省庁や自治体、事業者団体等の参画のもと、**地域ブロック協議会を全国8箇所**に設立。
- 平時からの備えとして、地域ブロック別の**災害廃棄物対策行動計画の策定**、地域ブロックにおける**共同訓練の開催**、**自治体に対する処理計画の策定支援**や**訓練への協力**を実施。

地域ブロック協議会の活動内容

- ①地域ブロック協議会の運営
- ②地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の見直し
- ③自治体等向けセミナー・見学の実施
- ④自治体の災害廃棄物処理計画策定支援
- ⑤地域ブロックにおける共同訓練の実施
- ⑥地域ブロック内における実態の基礎調査・技術調査
- ⑦発災した災害に関する災害廃棄物処理に関する記録誌等の作成

構成

環境省、関係省庁地方支分部局、都道府県、主要な市町村、廃棄物処理事業者団体、専門家等



「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」について

（１）制度の概要

- 環境省から全国の地方公共団体に対し、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦を依頼。地方公共団体の推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」（以下「支援員」）として名簿に登録。
- 災害発生時には被災地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」を派遣
- 災害廃棄物処理支援員による活動内容
 - ・ 災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等
 - ・ 災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等
- 災害廃棄物処理支援員への研修・訓練



茨城県取手市の支援を行う
栃木県栃木市職員
(令和5年台風第2号)
※環境省撮影

（２）これまでの支援実績（令和7年8月時点）

- 令和3年8月31日：支援員2名が静岡県熱海市で支援
- 令和3年9月～12月：支援員1名が広島県北広島町で支援
- 令和4年8月16～20日：支援員1名が青森県鱒ヶ沢町で支援
- 令和4年8月24～26日：支援員1名が石川県小松市で支援
- 令和4年8月26～28日：支援員3名が新潟県村上市、関川村で支援
- 令和4年8月31～9月2日：支援員1名が福井県南越前町で支援
- 令和4年10月13～15日：支援員1名が石川県小松市で支援
- 令和4年10月24～31日：支援員1名が静岡県川根本町で支援
- 令和5年6月5～14日：支援員6名、補佐職員7名が茨城県取手市で支援
- 令和5年7月27～28日：支援員1名が石川県珠洲市で支援
- 令和5年7月21日～9月21日：支援員10名、補佐職員9名が秋田県秋田市で支援
- 令和5年9月7日～11月16日：支援員1名が山口県美祢市で支援
- 令和6年1月5日～10月30日：支援員91名、補佐職員78名が石川県及び富山県の各市町で支援
- 令和6年8月21日～9月11日：支援員2名、補佐職員1名が山形県鮭川村で支援

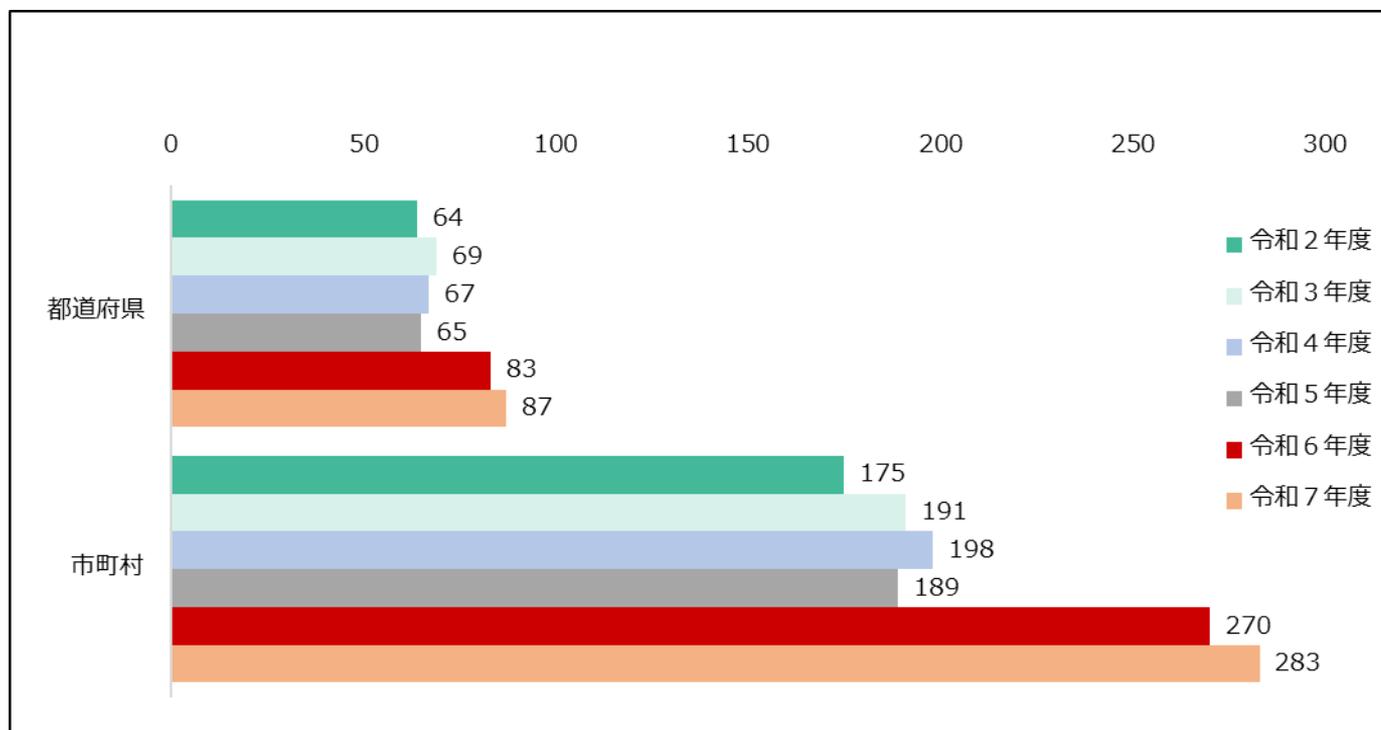


秋田県秋田市の支援を行う東京都職員
(令和5年7月15日からの大雨)
※環境省撮影

※令和7年8月時点：登録者**370**名

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の登録状況

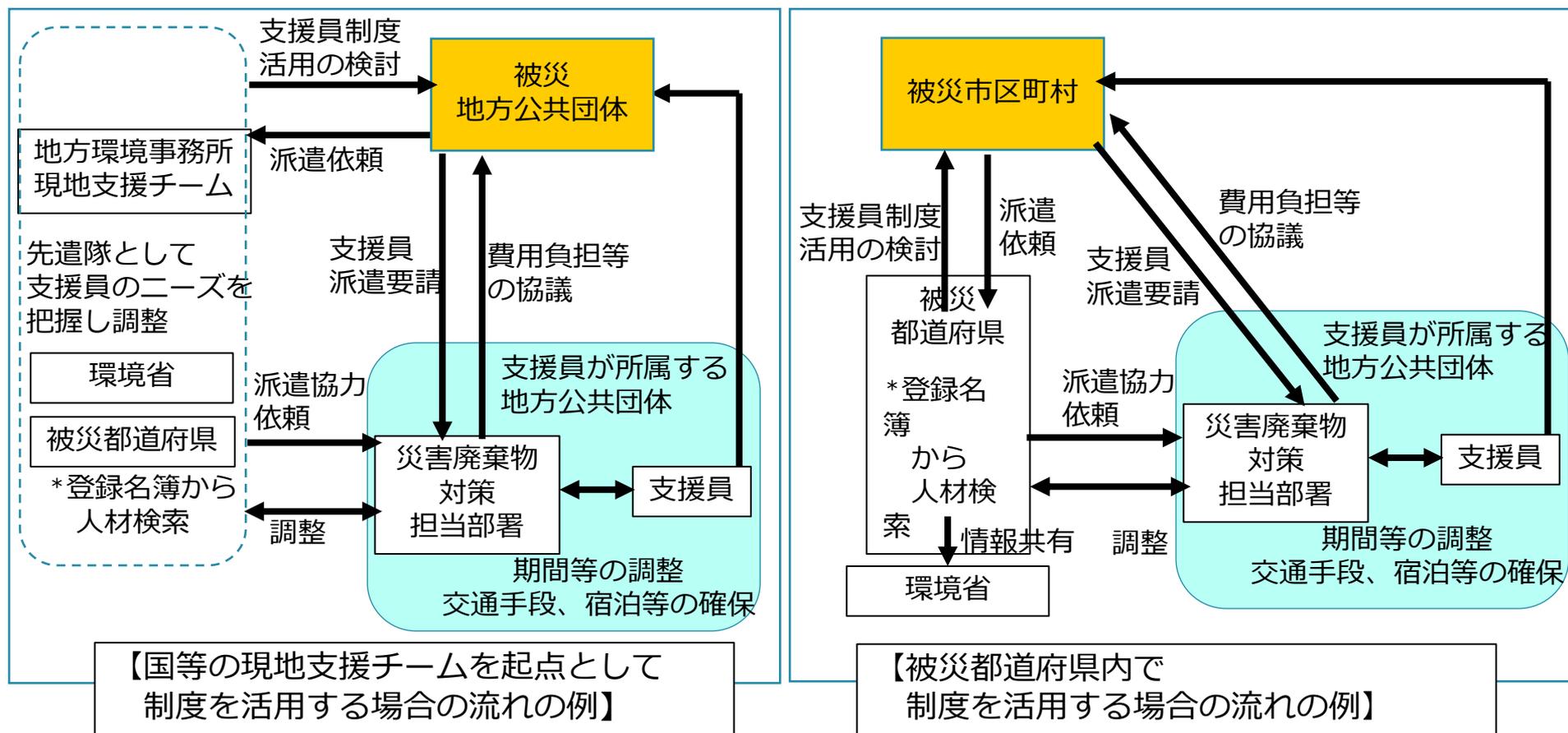
- 令和5年度当初の支援員の登録数は、都道府県・市町村ともに令和4年度より減少していた。能登半島地震の発災後、環境省から働きかけを行い、令和7年8月末時点では計370名に増加した。
- 災害時に被災自治体のニーズに応じた支援を迅速に行えるよう、引き続き支援員の質・量の確保が重要である。



人材バンク支援員登録数の推移

「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」活用の流れ

- 被災地方公共団体からの要請を基本に、環境省現地支援チームが災害廃棄物処理支援員の派遣の必要性について、被災地方公共団体と検討。都道府県、環境省において、災害廃棄物処理支援員のマッチング。
- 都道府県が、その所管地域内の被災市区町村と災害廃棄物処理支援員の派遣の調整を行うことも可能。



災害廃棄物処理支援ネットワーク支援の仕組み

災害廃棄物処理支援ネットワーク
D.Waste-Net

**初動・応急
対応支援**

活動支援

要請

環境省
(事務局)

活動支援

要請

**復旧・復興
対応支援**

- 一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援
- し尿や生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援等

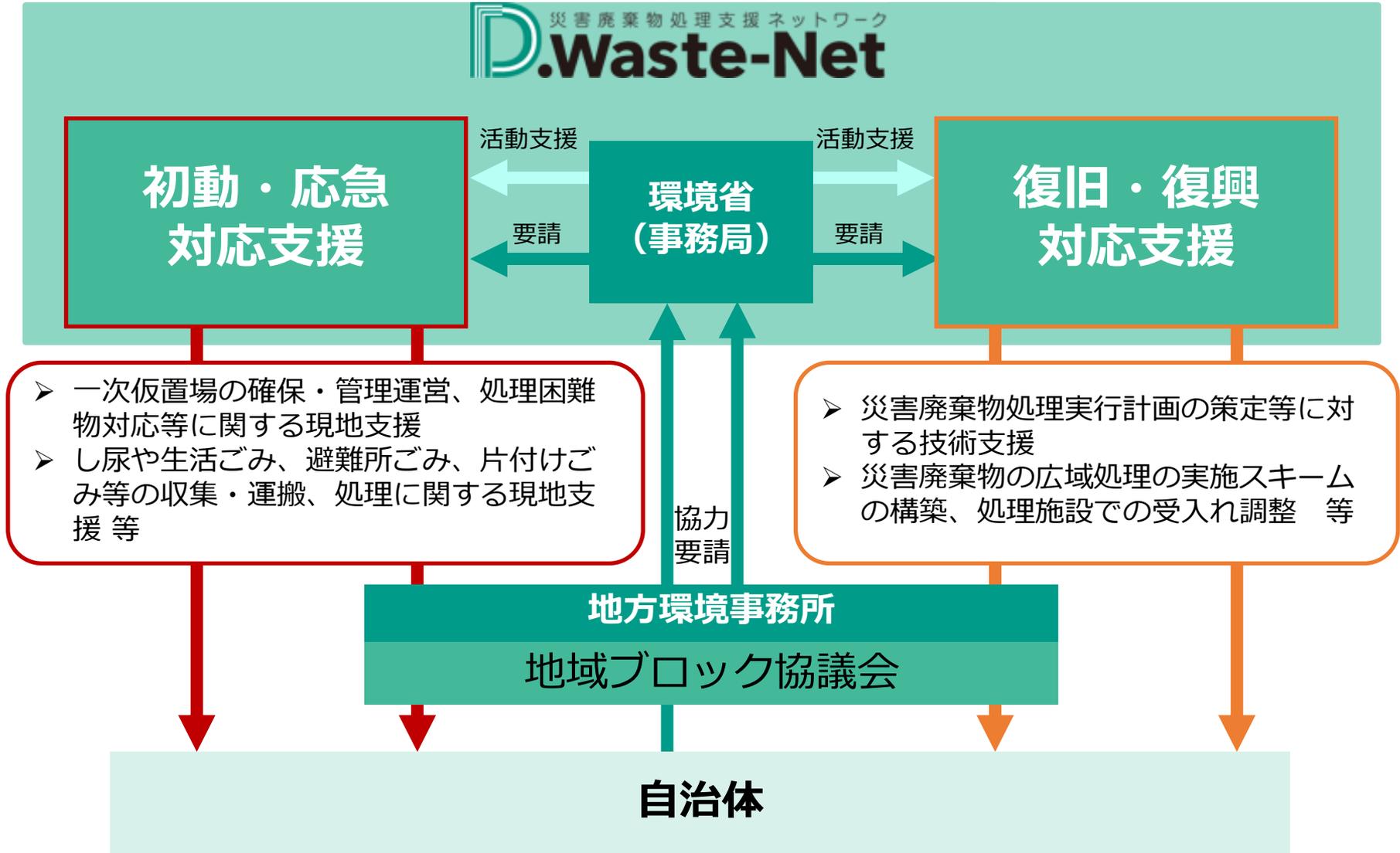
協力
要請

- 災害廃棄物処理実行計画の策定等に対する技術支援
- 災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整等

地方環境事務所

地域ブロック協議会

自治体



災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）のメンバー及び活動実績

メンバー（令和7年8月時点）（五十音順）

活動実績

初動・応急対応

（1）研究・専門機関

（研究機関・学会）

- （国研）国立環境研究所
- （一社）廃棄物資源循環学会
- （公財）廃棄物・3R研究財団

（専門機関）

- （一財）日本環境衛生センター
- （公社）日本ペストコントロール協会
- （公社）におい・かおり環境協会
- （公財）自動車リサイクル促進センター

（2）一般廃棄物関係団体

（自治体）

- （公社）全国都市清掃会議

（民間）

- 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会
- 全国環境整備事業協同組合連合会
- （一社）全国清掃事業連合会
- （一社）日本環境保全協会

復旧・復興対応

（1）研究・専門機関

（研究機関・学会）

- （国研）国立環境研究所
- （公社）地盤工学会
- （一社）廃棄物資源循環学会

（専門機関）

- （一財）日本環境衛生センター

（2）廃棄物処理関係団体

- （一社）環境衛生施設維持管理業協会
- （一社）持続可能社会推進コンサルタント協会
- （一社）セメント協会
- （公社）全国産業資源循環連合会
- （一社）泥土リサイクル協会
- （一社）日本環境衛生施設工業会
- （一社）日本災害対応システムズ

（3）建設業関係団体

- （公社）全国解体工事業団体連合会
- （一社）日本建設業連合会

（4）輸送等関係団体

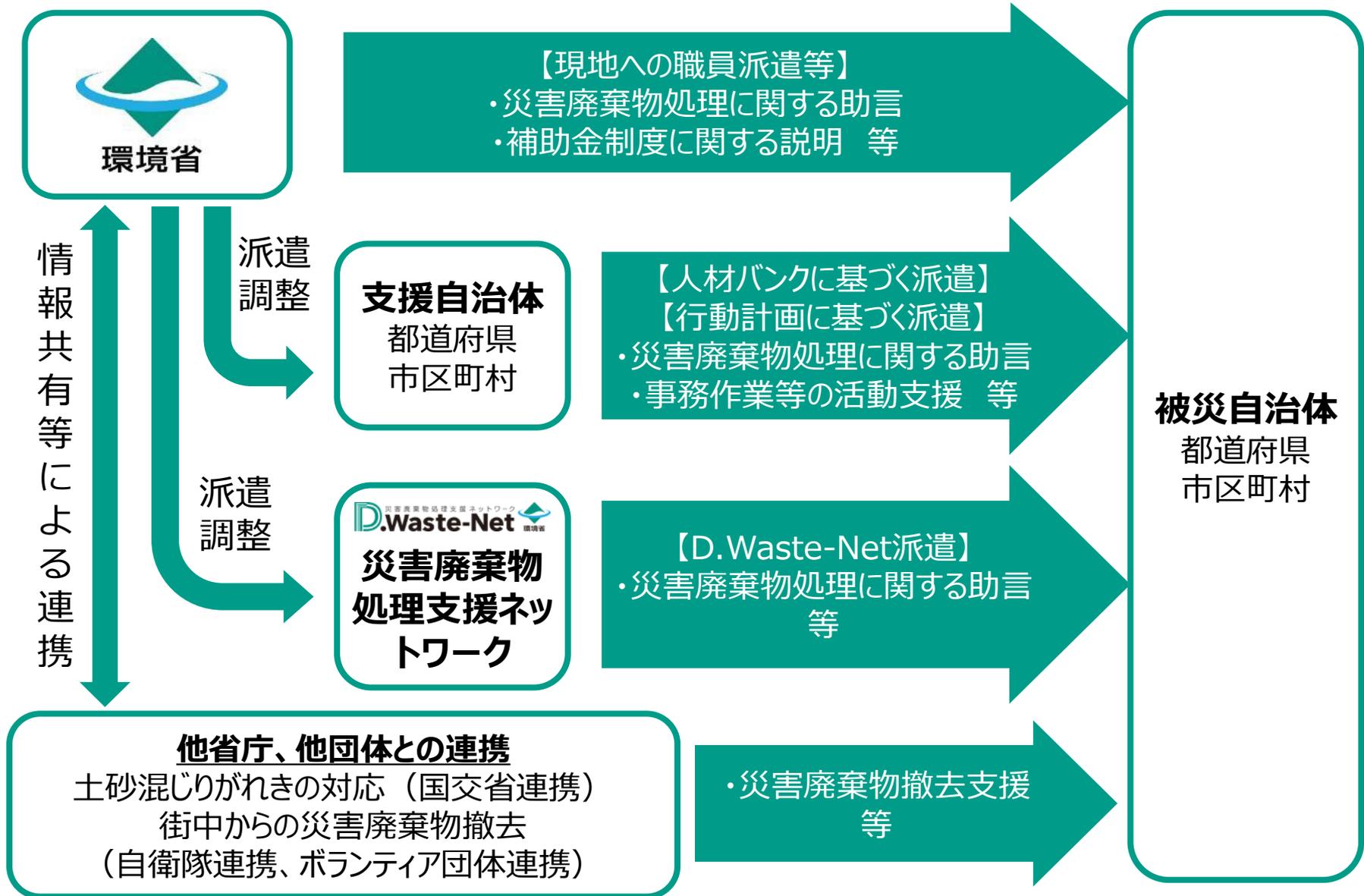
- 日本貨物鉄道株式会社
- 日本内航海運組合総連合会
- リサイクルポート推進協議会

発生年月

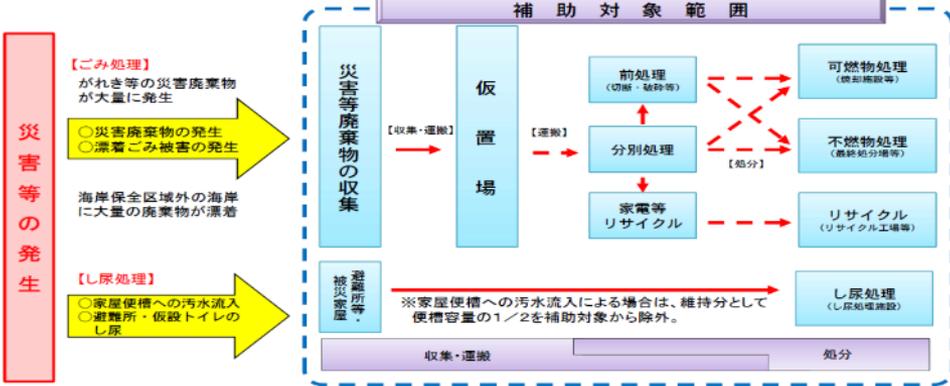
災害名

平成27年9月	平成27年9月関東・東北豪雨
平成28年4月	平成28年熊本地震
平成28年9月	平成28年台風第9,10,11号
平成28年10月	平成28年鳥取中部地震
平成28年12月	平成28年糸魚川市大規模火災
平成29年7月	平成29年7月九州北部豪雨
平成30年6月	平成30年大阪府北部地震
平成30年7月	平成30年7月豪雨
平成30年9月	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年8月	令和元年8月の前線に伴う大雨
令和元年9月	令和元年台風第15号
令和元年10月	令和元年台風第19号
令和2年7月	令和2年7月豪雨
令和3年8月	令和3年8月豪雨
令和4年8月	令和4年8月大雨
令和4年9月	令和4年台風15号
令和5年7月	令和5年7月15日からの大雨
令和5年9月	令和5年台風第13号
令和6年1月	令和6年能登半島地震
令和6年9月	令和6年9月20日からの大雨

発災時災害廃棄物に関する被災地支援スキーム



災害廃棄物処理事業の概要について

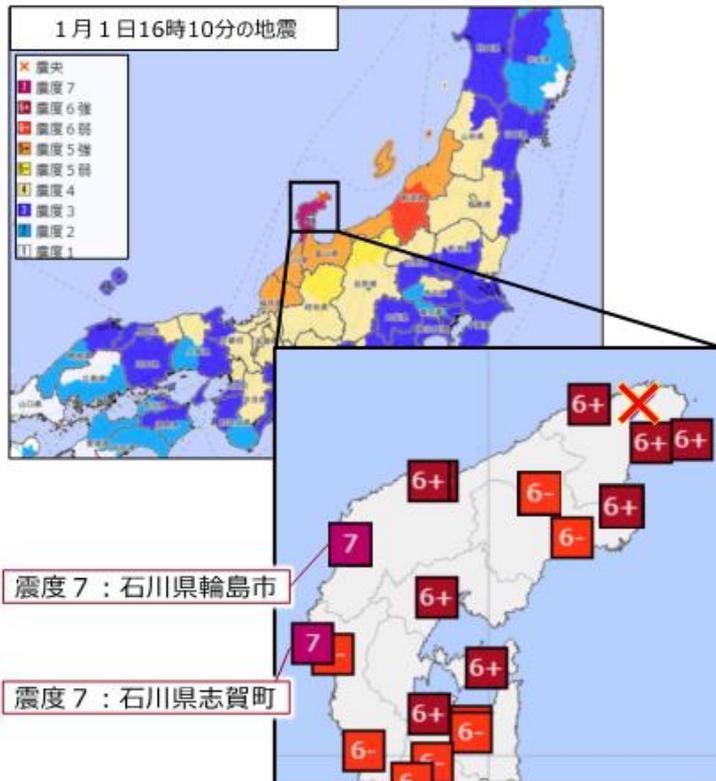
補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ▶ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ▶ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） 	 <p>【ごみ処理】 がれき等の災害廃棄物が大量に発生</p> <p>○災害廃棄物の発生 ○漂着ごみ被害の発生</p> <p>海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着</p> <p>【し尿処理】 ○家屋便槽への汚水流入 ○避難所・仮設トイレのし尿</p> <p>災害等廃棄物の収集</p> <p>仮置場</p> <p>前処理（切屑・破砕等）</p> <p>分別処理</p> <p>家電等リサイクル</p> <p>可燃物処理（焼却施設等）</p> <p>不燃物処理（最終処分場等）</p> <p>リサイクル（リサイクル工場等）</p> <p>し尿処理（し尿処理施設）</p> <p>※家屋便槽への汚水流入による場合は、維持分として便槽容量の1/2を補助対象から除外。</p> <p>補助対象範囲</p> <p>収集・運搬</p> <p>処分</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	<p>政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上</p> <p>降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</p> <p>地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超目づ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等</p>	
補助率	1 / 2	
地方財措置	<p><通常災害時> ▶ 地方負担の80%について特別交付税措置</p> <p><激甚災害時> ▶ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置</p>	
根拠条文	<p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p>	

発災時の災害廃棄物対策について ～令和6年能登半島地震への対応～

令和6年能登半島地震の概要

- 令和6年1月1日16時10分にマグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生し、石川県輪島市、志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測。
- この地震により石川県能登に対して大津波警報を、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報を発表し、警戒を呼びかけ。
- 気象庁では、1月1日のM7.6の地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動について、その名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

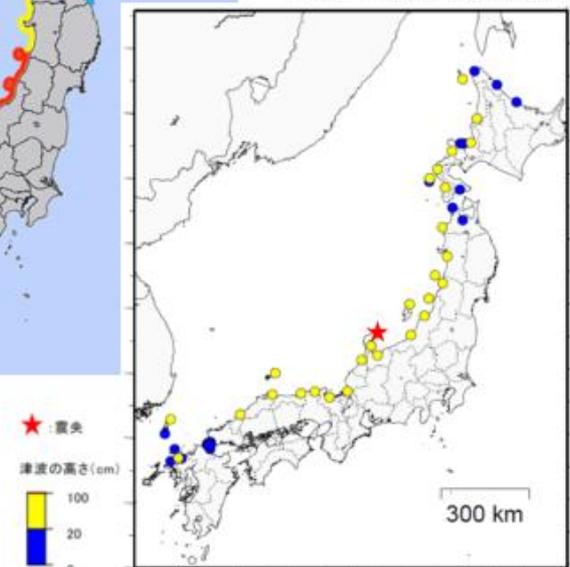
■ 震度分布図



■ 津波警報等発表状況（1月1日16時22分発表）



■ 津波の観測状況



令和6年能登半島地震における建物被害状況 [棟] (令和7年8月5日時点)

都道府県名	損壊家屋					合計	非住家		合計
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		公共建物	その他	
新潟県	111	4,147	20,875		14	25,147		68	25,215
富山県	258	808	21,748			22,814		1,217	24,031
石川県	6,163	18,713	91,466	6	5	116,353	443	37,978	154,774
合計	6,532	23,688	134,089	6	19	164,314	443	39,263	204,020

※ 表の数字は消防庁被害報（令和7年8月5日時点）より引用。

新潟県新潟市 路面の隆起
(令和6年1月2日)



石川県穴水町 民家の被害
(令和6年1月5日)



石川県七尾市 道路被害
(令和6年1月9日)



※画像は全て環境省撮影

災害廃棄物対策の基本方針

- 現地支援チームを被災地に派遣し、被災市町村のニーズに即してきめ細やかな対応

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員派遣、現地支援チーム設置、現地状況把握
(人材バンクを活用した自治体職員の派遣)
- 避難所の仮設トイレ等からのし尿の回収・搬出
- 生活ごみ、片付けごみ等処理する処理施設の被災復旧・代替施設の確保



能登町での浄化槽の状況確認

2. 災害廃棄物撤去

- 災害廃棄物の仮置場の確保・設置
- 被災家屋の片付けごみ・家屋解体ごみ等の撤去・仮置場への搬出
- 全国の市町村や民間事業者等（災害廃棄物処理支援ネットワーク等）の応援による収集運搬支援



輪島市での仮置場の状況確認

3. 災害廃棄物処理

- 仮置場からの搬出、処理施設での処理
- 周辺自治体や民間事業者等の受け入れによる広域処理

環境省の支援体制

環境本省

災害廃棄物対策チーム
廃棄物適正処理推進課・災害廃棄物対策室・浄化槽推進室



石川県 現地支援チーム (能登創造的復興タスクフォース)

石川県庁常駐・巡回

・派遣期間：1月2日～

6市町常駐・巡回

・派遣期間：1月5日～
・派遣先：珠洲市、輪島市、
能登町、穴水町、志賀町、
七尾市

富山県・新潟県派遣

・派遣期間：1月2日～（新潟）
3日～（富山）

D.Waste-Net

- ・持続可能社会推進コンサルタント協会（専門家派遣）
- ・におい・かおり環境協会（専門家派遣）
- ・日本環境衛生センター（専門家派遣）
- ・全国都市清掃会議（収集支援）
- ・全国清掃事業連合会（収集支援）

人材バンク

- ・派遣期間：1月5日～
- ・派遣先：2県14自治体

応援職員短期派遣※

- ・派遣期間：1月13日～
※災害廃棄物中部ブロック
広域連携計画等
- ・派遣先：2県13自治体

本ペーパーに記載されている団体は一例であり、
多くの関係者からご協力をいただき、被災地を支援している。

災害廃棄物処理（公費解体）の推進について

取組状況

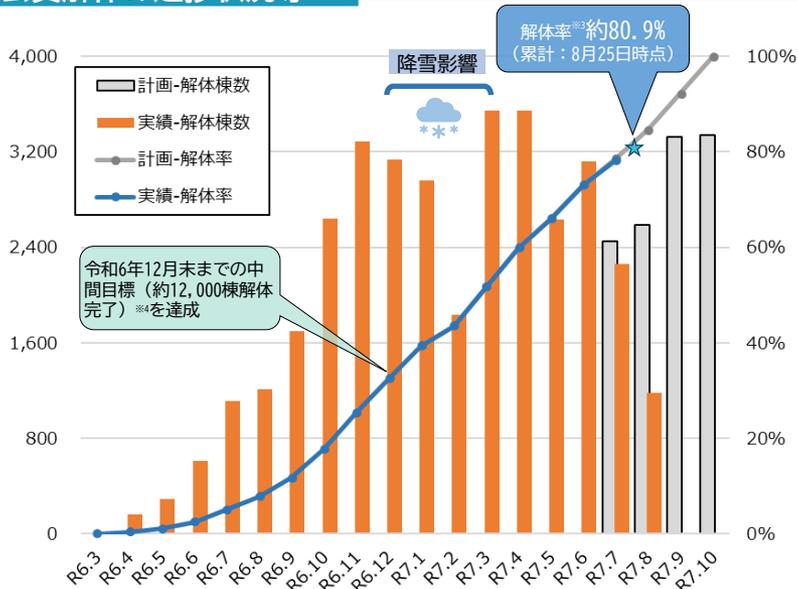
- 公費解体の申請手続等の円滑化**
 - 申請書類の合理化についてマニュアル等の策定・改訂を行い周知
 - 建物性が失われた家屋等は関係者全員の同意取得を不要とし、登記官による職権滅失登記や土地家屋調査士の協力等により、申請手続を簡素化
- 工事前調整の円滑化・効率化による解体工事発注の加速化**
 - 工事前調整の効率化や委託技術者（補償コンサルタント）の体制確保・強化
- 解体見込棟数の見直し（令和7年7月31日に公費解体加速化プランを再改定）**
 - 解体見込棟数の見直し（39,235棟⇒44,957棟（令和7年7月31日時点））
 - 引き続き、原則として、解体完了は令和7年10月、災害廃棄物の処理完了は令和8年3月を目標
 - 解体ピーク時の解体工事体制の拡充・強化（ピーク時1,200班体制）



	令和6年										令和7年						
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月25日現在
申請棟数	10,279	16,971	21,767	25,212	28,200	30,040	31,865	33,411	34,839	36,304	37,188	38,825	40,029	41,674	42,854	43,221	43,821
解体実施棟数※1	316	1,277	3,116	6,389	10,149	14,512	19,131	23,161	27,547	29,504	30,860	32,211	33,577	35,499	37,718	39,846	40,643
（うち完了※2）	178	466	1,076	2,188	3,396	5,096	7,734	11,020	14,152	17,112	18,944	22,485	26,031	28,660	31,778	34,041	35,225

※1 解体実施棟数（累計）には発注数を含む ※2 自費解体及び緊急・公費解体の合計棟数

公費解体の進捗状況等



※3 解体見込棟数（44,991棟）から別管理建物*（1,476棟）を除いた43,515棟に対する解体棟数の割合
 *別管理建物：修繕・利活用を検討している建物や、大規模建物などの解体に時間を要する建物
 ※4 中間目標は令和6年8月公表の公費解体加速化プランにて設定

災害廃棄物の広域処理の拡充

北陸ブロック内で、宇出津港（能登町）、飯田港（珠洲市）等を活用した海上輸送を実施。木くず等を搬出し、県外の民間施設で受入処理中。



中部ブロック

大型車両で搬入可能な自治体処理施設への道路輸送での広域処理を実施中。



関東ブロック

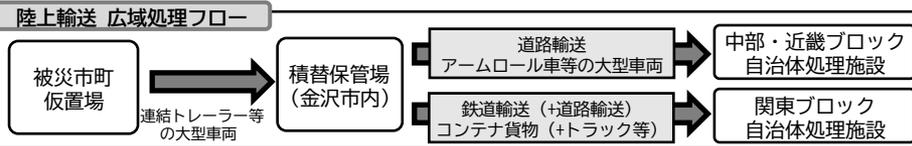
効率的な運搬が可能な鉄道輸送での広域処理を実施中。



※今後、状況等に応じて受入先を順次拡充

近畿ブロック

大型車両で搬入可能な自治体処理施設への道路輸送での広域処理を実施中。



公費解体の円滑な運用

- 公費解体を含む災害廃棄物処理補助事業を円滑に運用・活用できるよう、**マニュアル等の策定・改訂**を行い、**申請書類の合理化や補助対象の考え方**について被災市町に周知。
- 申請に際して必要となる**相続等への対応**について、**司法書士会等と連携した相談窓口の設置・活用等**について被災市町に周知。

申請書類の合理化

- **公費解体・撤去マニュアルを改訂**し、実印及び印鑑登録証明書に代わる本人確認の方法として、運転免許証やマイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真付証明書を活用することや、登記事項証明書について市町が法務局から登記情報の提供を受けて確認する場合は申請者からの提出を不要とすることが考えられるなど、**申請書類の合理化の考え方を記載**。
- 4月2日に被災市町の担当者説明会を行い、改訂の主旨を説明。

補助対象となる建物の一部解体

- **建物の一部解体**の場合であっても、**登記上別棟又は構造上別棟**であると判断できる場合などは**補助対象となり得ること**について、マニュアル等により周知。

相続・同意取得等への対応

- 被災者が申請に必要な**相続、同意手続き**について、**石川県司法書士会等が設置する無料相談窓口**で相談可能な旨を事務連絡により周知。
- 「**所有者不明建物管理制度**」や**相続、不動産登記**等に関する**被災自治体職員向け相談窓口**（熊本県司法書士会に設置）を周知。

残置物の扱いの明確化

- 災害により損傷するなどし、不要なものとして**処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし**、家屋の解体と併せて撤去する場合は**補助対象**となる旨をマニュアルに追記。

応急修理制度との関係

- 「**応急修理制度**」を活用した場合は、原則公費解体の対象外だが、その後、液状化の進行などで改めて半壊以上の被害認定を受け解体・撤去が必要となった場合、公費解体の支援対象となり得る旨、マニュアル等により周知。

災害廃棄物の広域処理の拡充

- 今般の災害廃棄物発生推計量の増加を踏まえ、令和7年10月までの公費解体完了、令和7年度末までの処理完了に向け、県外での広域処理を推進する。
- 「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、環境省から、中部ブロック内に広域処理の協力を依頼するとともに、輸送の効率性を考慮し、近畿ブロック及び鉄道貨物輸送可能な関東ブロックについても依頼。石川県からも支援要請。

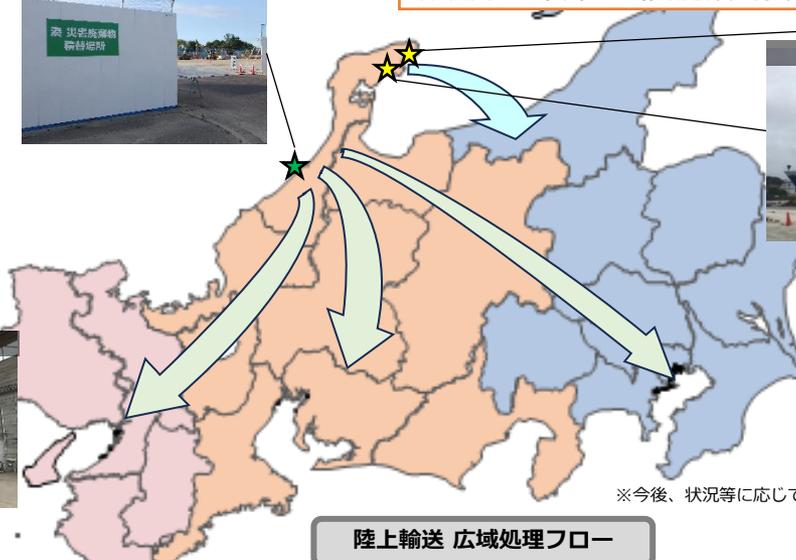
中部ブロック

- 大型車両で搬入可能な自治体処理施設への**道路輸送での広域処理**を実施中。5県(富山・福井・岐阜・愛知・三重)16市町村等で順次受入処理。

富山県	砺波広域圏事務組合 新川広域圏事務組合
福井県	南越清掃組合
岐阜県	多治見市 土岐市 郡上市 中濃地域広域行政事務組合
愛知県	一宮市 安城市 東部知多衛生組合 西知多医療厚生組合 尾張東部衛生組合 小牧岩倉衛生組合 知多南部広域環境組合
三重県	桑名広域清掃事業組合 亀山市



北陸ブロック内で、宇出津港(能登町)、飯田港(珠洲市)、穴水港(穴水町)、七尾港(七尾市)を活用した**海上輸送**を実施。木くず等を搬出し、県外の民間施設で受入処理中。



関東ブロック

- 効率的な運搬が可能な**鉄道輸送での広域処理**を実施。東京都、川崎市、横浜市で順次受入処理中。

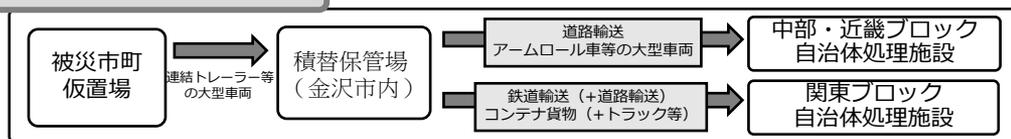
※今後、状況等に応じて受入先を順次拡充

近畿ブロック

- 大型車両で搬入可能な自治体処理施設への**道路輸送での広域処理**を実施予定。大阪府1組合(大阪広域環境施設組合)で順次受入処理



陸上輸送 広域処理フロー



今後に向けた取組

災害廃棄物対策推進検討会の概要・委員一覧

○概要

- 南海トラフ地震や首都直下地震、東日本大震災以上の自然災害に備え、災害廃棄物対策に関する知見と課題の整理を行うとともに、大規模災害に備えた災害廃棄物対策の具体化を進めること等を目的として、平成25年度から平成27年度まで「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」、平成28年度から「災害廃棄物対策推進検討会」として開催するもの。
- 災害廃棄物処理システムや技術に関する事項、災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方に関する事項、その他検討会が必要と認める事項について検討を行う。

○委員一覧（令和7年3月時点）

<座長>	酒井 伸一	公益財団法人京都高度技術研究所 副所長・理事 (大阪工業大学客員教授・京都大学名誉教授)	★
<委員> ※五十音順	浅利 美鈴	総合地球環境学研究所 基盤研究部 教授	★
	大迫 政浩	国立研究開発法人 国立環境研究所 フェロー	★
	大塚 直	早稲田大学法学学術院法学部 教授	★
	勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂 教授	
	金澤 貞幸	公益社団法人 全国都市清掃会議 専務理事・業務執行理事	★
	島岡 隆行	一般財団法人 九州環境管理協会 副理事長（九州大学名誉教授）	
	中林 一樹	明治大学研究・知財戦略機構 研究推進員（東京都立大学名誉教授）	
	牧 紀男	京都大学防災研究所社会防災研究部門 教授	
	目黒 公郎	東京大学大学院情報学環 学環長 東京大学生産技術研究所 教授	
	安富 信	神戸学院大学現代社会学部社会防災学科 教授	
	吉岡 敏明	東北大学大学院環境科学研究科 教授 研究科長	

★：中央環境審議会循環型社会部会・廃棄物処理制度小委員会委員

災害廃棄物対策推進検討会におけるこれまでの検討状況

開催日	検討事項
<p>第1回 (R7年2月6日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度における検討・取組状況等について 令和6年度の各WG※検討事項、環境省の取組及び自然災害への対応について報告。 ※技術・システムワーキンググループ、地域間協調ワーキンググループ ・ 今後の災害廃棄物対策等に関する検討について 過去の推進検討会検討事項等を整理し、今後の検討事項について確認。
<p>第2回 (R7年2月27日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の災害廃棄物対策について これまでの大規模災害の災害廃棄物処理対応について取組と課題を整理し、今後の更なる災害対応力向上に向けた平時の対策の方向性及び巨大地震等に向けた更なる対応が必要な事項を検討。 平成27年に改正した廃棄物の処理及び清掃に関する法律について法改正事項の活用状況や課題について整理。 ・ 関係者ヒアリング① 石川県、(一社)持続可能社会推進コンサルタント協会、(公財)全国都市清掃会議に対し、令和6年能登半島地震及び過去の災害対応を踏まえ、今後の大規模災害に向けた対応策などについてヒアリングを実施。
<p>第3回 (R7年3月14日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者ヒアリング② 岡山県倉敷市、熊本県熊本市、(一社)日本補償コンサルタント復興支援協会、(一社)石川県産業資源循環協会、(一社)石川県構造物解体協会に対し、令和6年能登半島地震及び過去の災害対応を踏まえ、今後の大規模災害に向けた対応策などをヒアリングを実施。 東日本大震災で災害廃棄物処理業務に携わった事業者へ事務局からヒアリングを実施し、結果を報告。 ・ 今後の災害廃棄物対策の方向性に関する主な事項① 平成27年法改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検や、これまでの災害における災害廃棄物対応の検証等を踏まえ、今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性(案)について審議。
<p>第4回 (R7年3月25日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の災害廃棄物対策の方向性に関する主な事項② 第3回にて報告した今後の災害廃棄物対策の方向性について、関係者ヒアリング②及び委員の意見を踏まえ再審議。「今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」をとりまとめ。

今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性(概要)

第1章 はじめに

平成27年廃棄物処理法及び災対基本法改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検や、令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの災害における災害廃棄物対応の検証等を踏まえ、今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた更なる取組の方向性についてとりまとめ。

第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題

2-1 平成27年法改正事項の活用状況と課題	2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応	2-3 巨大地震や集中豪雨等へのこれまでの検討状況と課題
(1) 廃棄物処理法及び災対基本法の改正の概要 (2) 改正法の活用状況と課題 1) 平時の備えを強化するための関連規定 2) 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置	(1) 東日本大震災における取組と課題への対応 (2) 平成28年熊本地震における取組と課題への対応 (3) 平成30年7月豪雨における取組と課題への対応 (4) 令和元年台風19号における取組と課題への対応 (5) 令和2年7月豪雨における取組と課題への対応 (6) 令和6年能登半島地震における取組と課題	(1) 南海トラフ地震 (2) 首都直下地震 (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (4) 集中豪雨

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

- ・災害廃棄物について、適正処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速に処理すべく、**平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化**することを目的とした平成27年改正法の基本コンセプトは引き続き堅持する。
- ・その上で、平成27年改正法における災害廃棄物処理に関する施行状況や平成27年法改正以降の大規模災害における災害廃棄物対応状況等を踏まえ、**東日本大震災又はそれ以上の規模の巨大地震や集中豪雨（特定非常災害レベル）発生時に備えた更なる対策の方向性を3-1～3-6の6つの柱として整理**し、それぞれの項目において取り組むべき事項を列挙。
- ・これらの取組事項は、今後発生が想定されている巨大地震や大規模な集中豪雨等の備えとして効果をもたらすものであるとともに、巨大地震や大規模な集中豪雨等に至らないものの平時の市町村の廃棄物処理体制では対処できない規模の**非常災害全般の備えとしても切れ目なく効果を発揮**するものである。
- ・3-1～3-6の各種取組事項のうち、**制度的対応に関するもの（法定化の検討も含む）を3-7で整理**。3-1～3-6の各種取組事項は引き続き本検討会で具体化検討を進めるとともに、3-7の制度的対応事項については廃棄物処理制度小委員会においても検討、議論を行う。

3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実	3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立
3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立	3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実
3-3 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立	3-7 制度的対応
3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立	

御清聴ありがとうございました。
